

障 福 第 25 号  
平成 28 年 4 月 6 日

各指定通所支援事業者 代表者 殿

神奈川県保健福祉局  
福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について (通知)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日ごろより格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、各事業者におかれましては、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 25 年神奈川県条例第 7 号) に基づき、指定通所支援事業のサービスを提供していただいているところですが、平成 28 年 4 月 1 日から「指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 15 号)」の一部が改正されたことに伴い、同条例の一部を改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行することといたしましたので通知いたします。

なお、改正内容は、次のとおりですので、内容を御了知いただき、引き続き適切な事業運営に努めてくださいますようお願いいたします。

## 1 主な改正内容

### (1) 学校教育法の一部改正に伴うもの

指定児童発達支援事業者 (児童発達支援センターであるものに限る) が通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、相談に応じ、必要な援助を行う対象である小学校に義務教育学校の前期課程を含むこととした。  
(第 52 条関係)

### (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴うもの

基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスの事業を行う

者に、介護保険法に基づく指定地域密着型通所介護の事業を行う者を加えることとした。（第 61 条、第 61 条の 2 関係）

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴うもの

基準該当児童発達支援の基準の特例の要件に係る介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員及び通いサービスの利用定員に関する規定について、規定の整備を行った。（第 61 条の 2 関係）

## 2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

（ 問い合わせ先  
施設指導グループ 佐藤  
電話 045-210-4724 ）